

平成27年度 第1回みんなで支える森林づくり県民会議

開催日時：平成27年8月26日（水）13：30～16：30

開催場所：長野県庁講堂

出席者：【委員】※五十音順、敬称略

麻生知子委員、植木達人委員(座長)、牛越徹委員、尾崎洋子委員、
貴舟豊委員、桑井裕至委員、杉山紘子委員、滝澤栄智委員、
浜田久美子委員、松岡みどり委員

以上10名出席

【事務局】

塩原豊 林務部長、久保田俊一 林務参事、小田切昇 森林政策課長、
市村敏文 信州の木活用課長、前島啓伸 森林づくり推進課長、
春日嘉広 県産材利用推進室長、宮宣敏 鳥獣対策・ジビエ振興室長、
河合広 全国植樹祭推進室長 ほか林務部職員

1 開会

<森林政策課 宮崎企画幹兼課長補佐>

本日は本年度第1回目の「みんなで支える森林づくり県民会議」の開催に当たり、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、土屋委員、堀越委員が都合により御欠席でございます。

なお、当初、この会議については、6月26日開催を予定しており、ご予約をいただいたところでしたが、都合により本日まで延期させていただくことになりました。この場をお借りしましてお詫び申し上げます。

それでは、ただいまから、会議を開会いたします。

本日、司会を務めます、森林政策課の宮崎忠久です。よろしくお願いいたします。

それでは、会議事項に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

また、本日の会議の議事録につきましては、県のホームページで公開させていただきますので、ご了承ください。

それでは、開会に当たりまして、塩原林務部長から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

<塩原 林務部長>

林務部長の塩原豊です。昨年に引き続き、1年間よろしくお願いいたします。

本日、本年度第1回目の「みんなで支える森林づくり県民会議」を開催いたしましたところ、植木座長さんはじめ委員の皆様方におかれましては、たいへんお忙しいところ御出席いただき、本当にありがとうございます。

日頃から長野県の森林・林業行政を進めるに当たり、皆様からご意見、ご提言をいただき、ご支援、ご協力をいただいていることを、この場をお借りしまして御礼申し上げます。ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、「森林づくり県民税」を活用した様々な事業について、効果的な取組を進めるために、事業成果を中心にこれまでも貴重なご意見をいただいているところです。

皆様方のご意見を踏まえて、行政としても森林づくり県民税を活用した事業に取り組んでいるところですが、平成25年度から県民の皆様にご継続をお願いしました森林税について、今年度で5年間の中間点になります。第1期から引き続き里山を中心とした間伐を進めるために活用して取り組んでいるところですが、とりわけ平成25年度以降の第2期には間伐材の利活用や人材の育成を通じて、県内各地域での継続的な森林づくりを進めているところです。

本日の県民会議は、まず、「みんなで支える森林づくりレポート」による、長野県森林づくり県民税活用事業の実績についてご説明いたします。また、今年度の森林税活用事業の概要と現在の進捗状況についてご説明いたします。

また、信州の木活用モデル地域支援事業について、皆様から事前にご意見を伺っておりますが、その採択結果についても説明し、皆様からご意見をいただきたいと思います。

また、大北森林組合の補助金不適正受給等の事案につきましては、この4月に県では「大北森林組合補助金不正受給等検証委員会」を設置し、県の調査を踏まえた実態の解明等の検証をしていただきました。再発防止策の提案を含めて、この7月28日に検証委員会から報告書を取りまとめたところであります。

今回の補助金の不適正受給については、森林づくり県民税を原資とする事業も含まれており、県民の皆様の信用を大きく失墜させた責任を、深く痛感しています。県民の皆様、本日の県民会議の委員の皆様、各地域の地域会議の委員の皆様に、心からお詫びを申し上げたいと思います。

今月7日には、林務部に加えて総務部、会計局、地方事務所などの現地機関からなる「林務部コンプライアンス推進本部」を新たに設置しました。検証委員会の報告を踏まえて、再発防止のための行動計画の策定を、今進めています。二度と起こさないという再発防止の取組に、できることから着手したいと考えており、そのことを通じ林務部職員一丸となって、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えています。

本日は、検証委員会の報告書等を説明させていただき、あわせて、森林税活用事業の進め方についても、皆様からご意見をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、大変お忙しい中の本日の会議ですが、委員の皆様それぞれのお立場から、ご助言、ご提言ご教授をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会に当たりあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いたします。

＜宮崎企画幹兼課長補佐＞

前回の県民会議以降、新たに林務部の部課室長となった職員につきまして、自己紹介させていただきます。

(久保田林務参事、河合全国植樹祭推進室長、自己紹介)

＜宮崎企画幹兼課長補佐＞

3の会議事項に入らせていただきます。

このあとの議事進行については、県民会議設置要綱第5の2に基づき、座長の植木委員にお願いします。

3 会議事項

＜植木座長＞

皆様、ご苦労様です。

今年の春から夏にかけて、林務部は熱い熱い中でやってこられた訳ですが、この関係についても森林税に関するところも多々あります。本日はそのことも含めてご説明いただき、議論していきたいと思っています。

ただ、そのことを通常の議題と一緒に議論してしまうと、話が混乱すると思いますので、まずは次第のとおり、1から3の本当の森林税の問題、今回私たちが扱っている森林税活用事業の議論に、まずは集中させていただきます、その後、大北森林組合の問題について議論していきたいと思っています。もちろん、1から3の議題も大北森林組合の問題と関わりがありますが、ご了解いただき、大北森林組合のことについてご意見がありましたら、4番目の議題でお願いしたいと思っていますので、ご協力の程をお願いいたします。

それでは次第に沿って会議を進めていきます。一つ目、長野県森林づくり県民税活用事業の実績について事務局から説明をお願いします。

説明者：森林政策課 小田切課長

<植木座長>

では、ただ今の説明内容を踏まえて、委員の皆様から、どこからでも結構ですので、平成26年度の成果ということでご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

私からお願いします。平成26年度について、北信の実績が出てきていません。例えば、6ページのみんなで支える里山整備事業や次のページの里山集約化事業について、北信の数値が実績として上がっていない状況ですが、これについて説明をお願いします。

<市村 信州の木活用課長>

7ページの、地域で進める里山集約化事業について、ご指摘のとおり、北信での集約化の実績がありません。北信については、この森林税活用事業を使わずに、国の事業を使って集約化を進めています。

特に北信州森林組合では、地域の皆さんをまとめて、独自に集約化を進めており、この森林税活用事業を使わなくても、どんどん集約化を進めていくことができるということで、この北信地域は遅れているということではなく、先進的な取り組みを進めています。

<植木座長>

面白い話ですね。

独自に進めるということは、人を置くことができる、体力のある森林組合だからなのかもしれませんが、もう少し、なぜそのような取組ができるということをご存じでしたら教えて下さい。

<市村 信州の木活用課長>

北信地域は、割の細かい個人所有の森林が多いことが特徴であると聞いています。そのような中、事業を導入するためには集約化を進めなければいけない、ということに、森林組合がいち早く気がつき、集約化専門の若手の職員を採用し、確か10名体制だったと思いますが、集約化のために所有者を訪問したり、現地の杭を打ったりして事業を進めるなど、職員を配置して自ら取り組んでいるという状況です。

<浜田委員>

初めて聞く内容ですが、それは、国のどういう事業を使っているのでしょうか。

<市村課長>

森林整備地域活動支援交付金を使い、境界明確化しながら集約化を進めています。

<植木座長>

それは国の補助金ですから、補助率が10分の5などということだと思いましたが、条件の良い補助金ですか。

<市村課長>

森林整備地域活動支援交付金については、集約化を行う場合のヘクタール当たりの単価が3万円から5万2千円で、かつ、森林経営計画を立てる場合には、8千円から8万5千円ということで、良い条件となっています。

なお、平成25年度の地域で進める里山集約化事業の北信の実績は60ヘクタールとなっています。平成26年度については、地域で進める里山集約化事業を使わずに集約化を進めることができたということになります。

<植木座長>

北信州森林組合は、一歩先を行った取組で、見習うべきものがあると思います。

<前島 森林づくり推進課長>

みんなで支える里山整備事業の間伐支援の北信の実績がゼロとなっています。地域として搬出間伐にシフトしており、結果的に26年度の税事業の実績はなく、国庫補助事業で取り組んでいるということになります。

<植木座長>

水源林公有林化支援事業について、予算額はある程度見込んでいるわけですが、なかなか実績が挙がりません。昨年度もそうでしたが、続けて実績が上がらないことについてどう評価するのかという問題があります。まず、予定に対して実績が上がらないことについてご説明いただければと思います。

<小田切 森林政策課長>

所有権の取得に当たって、所有者との交渉が難航したこともあり、当初事業を予定していたものが取り下げとなった箇所があります。

今後、事業の趣旨に則った取組が進むよう、事業を実施する市町村から要望のあった測量費についても事業の対象とするよう改善を図っており、引き続き取組を進めていきたいと考えています。

また、本事業の予算については、森林づくり推進支援金の一部としていることから、執行とならなかった部分については、森林づくり推進支援金に回すかたちで有効に活用させていただいております。

本事業は、2期目の森林税活用事業の新規事業ですので、目的に沿った形で活用いただけるよう引き続き取り組んでいきたいと考えています。

<植木座長>

計画に対して実績が及ばなくても構わないと考えますが、数年の傾向として実績が低いのであれば、そもそも計画自体が間違いなのではないかと思しますので、場合によっては大きく計画を見直す必要があろうかと思します。

<滝澤委員>

フォレストコンダクターについて、昨年、栄村森林組合の広瀬さんからいろいろな考えを伺ったのですが、その時に、その地区における木材の生産や利用、森林管理の面で指導的な立場でのお話がありました。その際に、その地区外から要請されることもある一方で、なかなかその方の勤務先の費用を使って、外へ出て行きにくいというお話がありました。

ということを踏まえて、地域外から要請があった場合にもフォレストコンダクターを出しやすい環境をつくるためには、その事業体に対してもメリットがなければいけないと感じています。そのために、フォレストコンダクターが勤務している事業体に対し、県営林の入札を行う場合の、総合評価の点数にフォレストコンダクターの存在などを加算できるような方法を考えていただければと思っていますので、検討いただければと思います。

<市村課長>

入札制度で、地域貢献度が加算点として認められています。ただ今のご意見について対応が可能かどうか、建設部等とも詰めていきたいと考えています。

また、フォレストコンダクターの今後についてですが、昨年度まで19名育成することができました。3年間で30名育成するという目標を持っており、今年度11名の育成に取り組んでいるところです。前年までの2年間と同様に研修を積み重ねるとともに、年3回ほど皆で集まって全体研修を実施しております。

フォレストコンダクターの育成という点では、今年度で一区切りとなります。県全体で30名、各地域に約3名となりますので、その3名が連携し、また他地域とも連携を深めながら活動を進めていただきたいと思います。今後は連携会議の中で、それぞれの皆さんの意見交換をしていただきながら、地域活動にいかに貢献してもらうか、いかに地域に入って成果を出すことができるのかという段階になってくると思います。

また、フォレストコンダクターとして登録していただいた方の具体的な成果としては、松本と北安曇の方が連携して、長野県の木で家づくりとして、木材加工業者、工務店、設計者と施主を結ぶ取組を実現させ、20棟から30棟の地域材を使った住宅の建設を進めるという実績を上げています。この他、長野と北信が県森連と連携して、地域の木材をどこへ出していくのかという課題に対して、バイオマス発電への供給体制をつくったり、中国への輸出を取り組んだりしており、これも成果の一つとなっています。こうした成果を踏まえながら、今年度以降も県全体に活動を広めていけるよう取り組んでまいります。

<植木座長>

山づくり、地域づくりは、結局のところ人づくりだと思っています。この事業が期限付きというところが少し淋しいという気がしますが、またこの件については後ほど議論で

できればと思っています。

それでは、平成 27 年度の計画に進めさせていただき、その中でも 26 年度事業でご意見等あればお願いしたいと思います。

それでは議題の 2、平成 27 年度森林税活用事業の概要と進捗状況について、事務局からご説明をお願いします。

(2) 平成 27 年度森林税活用事業の概要と進捗状況について

… 資料 2

説明者：森林政策課 小田切課長

<浜田委員>

今年の新規事業である、里山活用推進リーダー育成事業で、事業の種類が 3 つ挙げられていますが、今年事業を計画している事業主体は、もう少し具体的にどのようなことに取り組みられるのか教えて下さい。

<市村課長>

現在の計画で 2、3 例示させていただきます。

佐久では、炭の活用を図るということで、そのリーダーを育成しながら里山の活性化に取り組むということで、炭の活用リーフレットの作成や、そのためのチェーンソーの安全講習会の開催、炭焼きに関する技術の伝承するリーダーを育成する計画を進めています。

上小では、薪やきのこの原木生産に関わる地域リーダーを育成する計画を進めています。里山管理や伐採技術など、自らが地域の里山の手入れ、森林整備を行えるような取組を進められるリーダー育成の計画が複数の地域で上がっています。炭、森林整備、薪割りに関わる取組が多い状況です。

<浜田委員>

なかなか判断が難しいと思うところが、普通の技術講習会とリーダーを育成するということの差、違いが分かりにくいと思います。もちろん、個々の技術や考え方を身につけなければならないということはあると思いますが、リーダーを育成するという点の押さえがどこかにあった方がいいと思います。その他のさまざまな講習会があるので、それらとの違いの明確化とそれを意識した判断ができるような報告をいただいた方がいいと思いました。

<市村課長>

今年度事業を進めていく中で、その点を十分検討していきたいと思います。

また、昨年度の 2 年間で取り組んだ「里山利用総合支援事業」のモデル地域を引き継ぐ形にもなりますので、その中で、これまで関わって下さった皆さんなどをターゲットに、リーダーを育成していくことになろうかと思っていますので、リーダーとして長い活動ができるように事業を仕組んでまいりたいと思います。

<尾崎委員>

地域で進める里山集約化事業で、また今年も北信に数字がないということは、昨年度に引き続き国の交付金で進める予定でしょうか。

また、先ほど、集約化の職員を10名配置したと説明がありましたが、この職員は既存の職員の配置換えなのか、新しい職員を採用して充てたのかという点と、人件費について国から出ているのかどうかという点についてお伺いします。

<市村課長>

集約化の職員については、森林組合の職員です。北信州森林組合自らが、集約化の重要性を認識し、既存の職員を配置換えしたり、新規雇用したりした職員を充てたりして体制を組んでいます。従って、職員の給与は、森林組合から出ているということになります。

今年についても、これまでと同様に、税事業による集約化は予定されていないということです。

<松岡委員>

先ほど、植木先生からお話のありました、水源林公有林化支援事業ですが、今年も計画に満たない予定とのこと。目的にもありますように、「公的管理を図る上でやむを得ず土地等の取得が必要となった場合に支援し」とありますように、あまり積極的ではない目標かなというのが感想です。

この水源林の事業の背景には、長野県でも大変関心が高く、知らない間に外国の方や悪意を持った方に土地を買われてしまう可能性が、今後出てくるのではないかという危機感が、数年前から高まってきている点があると思いますが、昨年目標を下回り、今年も下回っているという原因を考える必要があると思います。

また、本当に守りたい水源地、公的な管理を行わないと川下の皆さんも困るという場所は、ある程度地図上や地域の方の知恵等で浮かび上がってくると思います。この事業目的から若干外れてくるかもしれませんが、県の方でもう少し積極的になって、せっかく予算が付いているわけですから、もう1回計画をしてみる、今一度、全県で守りたい水源林を精査してみる、ということが必要ではないでしょうか。要望ですがよろしく願いいたします。

<植木座長>

松岡委員さんから、ある意味消極的な目的ではないか、重要性を考えて目的を見直す点も含めて考えたらどうかというご意見かと思いますが、いかがでしょうか。

<小田切課長>

水源林公有林化事業については、知らない間に貴重な水源林等が、外国資本を含めて買われてしまうことを防ぐために、これらを公的管理する手法として事業を導入いたしました。

事業目的のやむを得ずという表現ですが、水源林の公的管理の方法としては、この公有

林化以外にも保安林に指定するとか、市町村と所有者で協定締結するなどの方法もあります。その中で、最終手段となるわけではありませんが、効果的な手法としての公有林化を支援する事業となっています。

また、ご指摘いただいた調査ですが、私達から市町村の皆さんに対して、今後の公有林化事業のヒアリングを実施しております。この中で、平成 26 年度から 29 年度まで公的管理の意向を示している箇所が 190 箇所ありますので、引き続きこの事業を活用して公的管理を進めたいというところについては、この事業を有効活用していただくよう市町村にもご案内していきたいと思っています。

＜牛越委員＞

松岡委員さんからご指摘いただきました、公有林化支援事業を、せっかく一昨年から新しい事業として立ち上げたものについて、積極的に取り組んでいくということについては、ご指摘のとおりです。ただ、この目的にあります「やむを得ず」という表現は、実際に水源林や水源地を管理する市町村の立場で、やむを得ず取得するのは市町村です。つまり、水源地は適切な管理が行われるべきですし、できれば土地も所有するのが望ましいのですが、水源林全体をカバーして取得して管理するという事は、なかなか現実問題として難しく、水源林全体を取得するというのは普通ではなかなか手が出ないものです。そこで、実態とすれば、市町村では、第三者に地権が取得されるような場合や、水源林の一部を虫食い状態にされるような状況の時には、市町村が必要に応じ購入する場合ということで、そうでなければ本来であれば市が自らの財源で、例えば体育館の敷地や道路敷については、市町村の財産になりますから、通常、補助金の制度は入らない部分になります。そうした施策との整合性で、このような表現になったのではないかと、当時私は理解いたしました。

ただし、ご指摘のとおり、必要に応じて水源地や水源林を確保しなければならない、完全な支配下に置かなければならないという事例は、これから徐々に増えてくると思いますので、市町村においても一生懸命取り組みたいと思います。

＜植木座長＞

この問題は、外圧に対するものを何とかしようというものが、当時あったと思います。ですから、水源林が大事であれば、もっと自分たちから何とか水源林というものを管理していこうという、そういった積極的な位置づけにしていかなければ、なかなか自分たちの山として、あるいは森林整備が進まないのかな、と思っています。外圧ではなくて、やはり内部から自主的にやっていくというところを、もう少し考えていったほうがいいのかという気がいたします。そのための仕組み・制度がどうあるべきか、ということを再検討してもいい時期なのかなと、本年度は3年目ですが、そうと思っています。

＜麻生委員＞

数字について三つほど質問させて下さい。

一つはみんなで支える里山整備事業の間伐支援の、地方事務所別実施状況のところに、配分済みの金額等が出ています。これは後半の森林整備に関わる面積等の目標値や予算執

行の部分と関わってくると思うのですが、この配分というのがどのような根拠で決められているのか、事前調査による事業体からの数値を鑑みてなのか、あるいは森林面積に比例してなのか、どのように配分されるのか、というのが1点です。

2点目は、森林づくり推進支援金、各市町村の特色ある取組で必要のあるものということですが、佐久管内について交付決定状況がゼロになっており、地元としてもこれはなぜだろうというのが疑問点です。

3点目は、みんなで支える里山整備事業の搬出支援の数値は徐々に増えてきていると思いますが、8月末までの完了分として201m³となっています。総計では出ていますが、どこから出た数字なのか、地域的なことが分かれば教えて下さい。

<前島課長>

みんなで支える里山整備事業の間伐支援の配分済みについては、各地方事務所からの要望を集約しました。各地方事務所では各事業体からの要望を集約していますので、それを県の方でその情報を踏まえ、予算の範囲内ということで、現在、2,616ヘクタールの要望に基づいて配分しています。

今後、各事業体で現場が動いていますし、要望状況もこれから増えてきます。地方事務所へ随時要望を取り、更に追加の配当を計画していきたいと考えています。

次に、3番目の搬出支援に対するご質問です。配分済みが1,359m³あり、配分の状況は先ほどの間伐支援と同様、それぞれの地域の要望状況に基づいたものです。完了分の数値については、現段階の聞き取り段階の状況で、まだ申請は上がってきません。数値の主たるものは下伊那で、聞き取りの数字ということで、所別は明示いたしませんでした。聞き取りで、現在このくらい動いているという数字です。

<小田切課長>

森林づくり推進支援金で、佐久管内の実施状況が、現時点で交付決定がゼロというご質問です。今、地方事務所を通じて確認しているところでは、県から地方事務所へ配分させていただき、地方事務所から各市町村へ、基本配分枠と間伐実績等を考慮した重点配分枠に基づき、各市町村に対して内示させていただいています。これに基づき市町村から交付申請が出され交付決定という流れになりますが、今回、佐久においては、間伐実績を把握した上での内示がまだ出されていないという状況で、8月末までの段階で交付決定がゼロであるという状況を確認しているところです。

いずれにしても、市町村の皆さんに有効にご活用いただくような形で、引き続き地方事務所を通じてフォローさせていただきたいと思っています。

<植木座長>

森林税活用事業については、もともと、間伐、森林整備を進めて豊かな森林をつくっていくということが本来の目的であり、間伐のための集約化もセットで進めなければいけないということで、集約化と保育間伐、搬出間伐が森林税活用事業の中心であると理解をしています。

そのような中、みんなで支える里山整備事業については、平成 25 年度は計画を上回る実績であった一方で、平成 26 年度、27 年度については計画を下回っている、あるいは下回る計画であるという状況です。また、里山集約化事業ですが、2,000ha の目標に対して、昨年度も今年度も実績が目標に到達しないという傾向があります。また、搬出間伐についても計画の材積に追いつかない状況になっています。

これらのことから、税事業の中心的な役割を持つ森林整備に関する事業の計画と実行量についての開きが、徐々に出てきているのではないかと思います。当初は実施しやすいところや協力が得られる場所から実施したことから、ほぼ予定どおり、あるいはそれを超える勢いでしたが、ここへきて一巡、一巡半している中で、こうした中心的な税活用事業の実績が伸び悩んでいる、あるいは目標に達しないのではないかと感じています。

これは何が原因なのでしょう。そもそも実施し終わったことから少ないのか、あるいは当初から予定されていた箇所が奥地に進むこと等によって実施が難しくなり、実績が落ちてきているのか、あるいは間伐は実施したいのだけれど他の要因で伸び悩んでいるのか、なぜなのかというところが気になります。

<市村課長>

回答の前に確認させていただきたいのですが、地域で進める里山集約化については、資料 1 の 5 ページにも記載していますとおり、平成 25 年度、26 年度ともに、集約化面積の 2,000ha の目標を達成しております。集約化は進めていくという目標を持ち、これに対して目標を達成しながら進めておりますので、ご確認をお願いいたします。

<植木座長>

今年、864.1ha というのが要望、ということでよろしいでしょうか。

<市村課長>

これは、現段階での要望ですので、今後掘り起こし等、地域の声を聞きながら必要があればこれを伸ばしていくという予定です。

<植木座長>

2,000ha は達成できる可能性はあるということですね。

<市村課長>

はい。目指していきます。

<植木座長>

すみません。集約化については分かりました。

間伐支援や搬出支援についてはどのように理解したらよいでしょうか。

<前島課長>

平成 25 年度は、3,000ha の目標に対して 3,440ha ということで、要望もあり、かつ、実績も上回ることができました。昨年度、平成 26 年度については、3,000ha の計画に対して 2,113ha で、下回っております。税事業に限らず間伐全般について、現在集計中ではありますが、対前年比で 7 割程度まで落ちる見込みとなっております。

一つ大きな原因としては、一番の稼ぎ時の 12 月の大雪があります。その他、神城断層地震や土石流災害などの災害もありました。こうした雪や災害で実施できなかったところは、今年度に申請されてくると思いますが、税事業に限らず全般的に、昨年度実績が少なくなった事情については、各地方事務所において、主だった事業体に状況のヒアリングを行いたいと考えています。その上で、詳細を分析したいと考えています。

間伐支援の今年の 8 月末の配分は 2,616ha となっておりますが、年度の前半の段階の集約です。今後、掘り起こしや要望の調査により、増えていくと考えています。

搬出支援も同様です。搬出支援については、税事業の間伐による間伐木の活用、更には県内での活用という限定があり、広がり狭い状況となっております。その分、これまで公共造林で拾えなかった、小規模で地域的な取組に支援するという形をとっています。こうしたこともあり、なかなか大きな量として伸ばしづらいということもあります。今年度も 4,000m³ の計画に対して、現段階の要望が 1,359m³ ということで、これはまだまだこれから掘り起こし等、間伐が進むに連れて量も増えていくと考えています。目標に達するかどうかは今後の取組次第ですが、地域ごとの小規模な活用については、地方事務所での活動に負うところが大きいので、各地域での活動を継続していきたいと考えています。

<麻生委員>

木育推進事業ですが、当初予定されている予算枠に対して、現時点での計画承認額が少ないという状況かと思えます。木育に何をプログラムとして採用するのかという問題もありますが、何年も続いてマンネリ化しているという部分もあるかと思えますが、今、長野県では、森林という環境を使った「森のようちえん」に代表される、新たな幼児教育というものに対して支援するという体制になっているかと思えますが、森のようちえんには平坦な雑木林などで、木漏れ日の入るきれいな森が必要です。そのためには、管理上も、その場所に少し手をかける必要が出てきます。そうした、森のようちえんを支援するための小規模な雑木林等の地域の森を手入れする場合に、この木育推進事業として支援できればいいのでは、と思っています。

そうすることにより、受益者も今までの小学生や中学生よりももっと小さい幼児から、しかも、若い年代の母親たちもそうしたものに触れることができるということで、森林税をより知ってもらおうという一助にもなるのでは、と思っていますので、提案させていただきます。

<植木座長>

事務局の方で、またご検討いただければと思います。

それでは次第の3番目、信州の木活用モデル地域支援事業の採択結果について、ご説明をお願いします。

(3) 信州の木活用モデル地域支援事業の採択結果について

… **資料3**

説明者：県産材利用推進室 春日室長

<植木座長>

ありがとうございます。

本来であれば、この県民会議において議論をするという形でしたが、皆さまから意見をお聞きして採択ということになりました。

そのような中で、さまざまな意見が委員の皆さまから出されています。概ね、良い評価と思っていますが、厳しい意見もあります。皆さまから改めてご意見等ありますか。

<浜田委員>

結果的に応募に至らなかったもので、出していただければ良かった、というものもあったのか、それとも出されても難しかったのか。8件以外のものがどのようなものであったのか、教えて下さい。

<春日 県産材利用推進室長>

まず、今回応募に至らなかったが事前相談を受けた件数の内訳として、県産材利用推進室に直接あったものと、各地方事務所に相談されたものがあり、聞いている範囲では全部で3件ほどでした。相談を受けて概要を聞いた中で、採択を受けるにはいろいろとアドバイスをする必要がある状況でした。そうしたアドバイスを考慮して事業を組み立てていただけるかどうかという点に、ハードルの高さを感じたということになるかと思いますが、私どもとすると、ぜひ出して欲しかった、あるいは出していただいて、その中でいいものを選考するという形をとりたかったところです。難しいことではありますが、相手方のハードルの高さを感じないようにアドバイスを行うということが、今後気をつけていくことかなと思っています。

<浜田委員>

一番最初の時には、飯山の新幹線の駅にこの事業を使っていたかと思っていますが、これとは違うものではあります。2年続けて飯山が事業を受けたという記憶があります。頑張っ取組んでおり、継続して事業を実施する場合、1年目とは関連して違う事業を実施するなど、本事業については2年続けて実施可能なのでしょうか。

<春日室長>

特に2年に渡る、継続的な取組を妨げてはいません。審査の中で、前年度の状況を踏まえながら、全体のレベルを見る中で、公正に採点をし、委員の皆様からご意見もいただき

ますので、その結果によって連続して採択ということもあり得ます。

<植木座長>

これは面白い事業ですので、多くの団体が応募してくれるような仕組みをつくったらいいのではないかと思います。もしかしたら手続きが難しく、面倒くさくてということがよくあります。しかし、地域の住民が主体的になって取り組み、川上から川下までつなげる大変面白い事業ですので、応募しやすい雰囲気、仕組みを作っただけならと思っています。

<桑井委員>

過去に応募して落選してしまったところが結構あると思いますが、そうしたところが再応募されてきているのでしょうか。

<県産材利用推進室 千代課長補佐>

今年度の取り組みの中の、NPO 法人いいだ自然エネルギーネット山法師については、昨年度応募されましたが結果不採択でした。今年度、問い合わせ、相談があった段階で、こちらからもアドバイスさせていただいた中で、今回採択になったというケースがあります。

<桑井委員>

過去に応募されて落選された方もいると思いますが、自分なりに改善して応募されたという点があれば、評価の段階でもう少し考慮してもいいのかなという印象があります。

それから、応募される方で地域的な偏りというものはあるのでしょうか。

<春日室長>

飯山市については3年連続でそれぞれ工夫をして応募されてきています。また、林業立村を進めていくということで、根羽村が毎年手を上げてきています。

<貴舟委員>

応募者が年々減ってきているような気がしています。応募者が減ってきた場合に、県民会議でテーマを出して、そのテーマに沿った事業を実施してくれるような方がいれば面白いのではないかと思います。いかがでしょうか。

<春日室長>

テーマについて、例えばどのようなものか教えていただければとおもいますが。

<植木座長>

ここで議論して、今年はこのテーマで募集したらどうか、というような話かと思っています。そういうやり方も一つの手かなというご意見かと思っています。

<春日室長>

具体的には、後ほどご相談させていただければと思います。

ものによっては、テーマを絞ってしまうと限定されてしまうのではという懸念もありますので、その点は考慮していく必要はあると思いますが、参考にさせていただければと思います。

<松岡委員>

応募数が減ってきている、今年度は8件しかなかったということですが、そもそも募集期間が1か月ですとか、周知期間がどの程度あったのかわかりませんが、一般の方には目につかなかったのかもしれない、と感じました。今、森林税について、ラジオや新聞等でPRしているかと思いますが、多方面から募集の情報を周知する方法もあると思います。

構想の段階では、いろいろな考えを持っている方は多いと思います。あと一押し、自分でもできる、やってみようというきっかけがあって、応募するという行動に出ると思うので、森林税のイベントやいろいろなところで、こうした素晴らしい事業についてもPRしていくということができれば、これから応募者数も増えていくのではと思います。

<植木座長>

何とか応募者数を増やす工夫が必要かなと、逆に県の方からNPOや団体に対してこうした事業がありますよ、という周知徹底することにより、応募するきっかけができればいいのでは、と思います。

まだまだ、ご意見等あるかと思いますが、本日の大きな議題として大北森林組合の問題があります。関係する森林税活用事業も相当な金額に上っており、この件については1時間ほどじっくりと議論したいと考えています。

それでは、気持ちを改めて少し休憩を取りたいと思います。

(4) 大北森林組合の補助金不適正受給等における森林税活用事業について

… 資料4-1～4-5

<植木座長>

大北森林組合の補助金不適正受給については、既に皆さんご承知のことと思います。昨年12月にこの問題が表面化し、その後、県を中心にいろいろと調査を進め、4月には検証委員会が立ち上がり7月にその報告書が出されたという流れになります。

その点について、県の方からご説明いただきますが、不適正受給の中に森林税活用事業が一部含まれており、結果的には、私たちがいろいろと議論してきたところの中に、こうした不適正受給が含まれていたことについて、皆様からもいろいろとご意見を聞きたいと考えています。また、今後の方向性として、森林税についてどういうあり方、今後の見通しをどのように考えていけばよいのかということについても、ご意見をいただきたいと思います。

っています。

それを踏まえて、次回の県民会議において再度検討し、検討するというのは、県民会議で出された意見に基づいて、事務局の方で整理していただき、そして県の考えとしてご提案いただいて、それでよろしいかどうかというような話になっていくということで進めていきたいと思っています。

県民会議は何か決定する場ではありません。皆さんから意見を聞いて、それを事務局が拾い上げて、さらに森林税の今後の有効な活用に向けて提案していくということですので、私たちがこのようにしろ、ということではありませんが、とにかく、私たちの足元の大事な税金、私たちが検討している部分がこのようなことになった訳ですから、私たちとしてもきちんとした意見を述べなければならないと思っています。

それでは、事務局の方からご説明をお願いします。

○大北森林組合の補助金不適正受給に関する報告書（資料４－１、－２）

説明者：森林政策課長 小田切 昇

○大北森林組合の補助金不適正受給を踏まえた今後の対応方針ほか（資料４－３、－４）

説明者：林務参事 久保田 俊一

○大北森林組合の補助金不適正受給等における森林税活用事業について（資料４－５）

説明者：森林政策課長 小田切 昇

<植木座長>

それでは、この件について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。時間はそれ程長くはありませんが、重要な問題です。県民に対して追加して税負担をお願いしている中で、県民の安心・安全の観点や地域の発展を含めた点も考慮して、この森林税活用事業を進めてきたという自負もありました。それに水を差す今回の事件で、非常に残念だと思っています。私たちは、これらの事業の内容が公正に、公平に行われているかという観点から、こうした県民会議、地域会議での意見を伺いながら、さらにより良いものとなるよう進めてきたわけですが、結果的にこのようなことが起きてしまったことに対して、残念、あるいは悔しいというところがあるかもしれません。

検証委員会の報告でも、なかなか解明できない部分もあった訳ですが、基本的には、大北森林組合が主導的に行ったものであるというものです。表現あるいは捉え方によって難しい部分もありますが、私はそのように思っています。しかし、これに対して県職員が後押しするような部分も見受けられるという意味においては、こうした長期にわたって継続したことも県においては反省すべき点かと思えます。県においては、コンプライアンスの徹底を含めて今後の方向性を示している訳ですが、委員の皆様には県民を代表してご質問、ご意見をいろいろとお願いしたいと思っています。次の会議の議論につなげていければと思いますので、よろしくお願いたします。

<杉山委員>

細かいことで気になったのは、今現在、大北森林組合はどのような形になっているのでしょうか。補助金は受けられていないと思うのですが、勤めていた作業員の方や従業員の方はどうしているのか、という点を疑問に思っています。

<市村課長>

個別には組合の経営状況の話になりますので、公式にはお話しできない部分もあります。作業員の方々は、検証委員会の報告書では20～30名ほどいらっしゃったとありますが、今人数は減っており、少しの方が残っており地元の仕事をしていると聞いています。人数は具体的には申し上げられません。

職員の方は、そのまま残って事務をされている状況を確認しております。

<浜田委員>

本当に気の重い出来事です。

最近の新聞記事で見たのですが、組合も独自の検証委員会を設けていて、意見が真っ向から対立しているという内容を拝見したのですが、実際組合側はどういう主張をしているのか教えて下さい。

<久保田 林務参事>

簡単に言うと、組合サイドの検討委員会という組織があり、県職員の関与性がかなり強いのでは、という見方をされています。対立する場面とすると、返還請求において考え方が対立するかと思いますが、県職員の関与が強いような案件については、県側からの返還請求が制限されるのではないか、という主張をされていると聞いています。

<浜田委員>

いろいろなきっかけと、起こった背景など詳しく見せていただきましたが、どうしてここまで歯止めがきかなかったのか、というところがわからない部分で、本庁であるとか、北安曇地方事務所全体で共有ができなかったというのはなぜでしょうか。

<植木座長>

事務局、いかがでしょうか。組織内部の問題として、ということです。

<久保田参事>

これだという要因を端的に言うのはなかなか難しいです。私どもも、職員からのヒアリングを相当回数行ってきていますが、なかなかそこが、正直言って分からない、というところではあります。

多分、職員一人ひとりの資質の問題もあれば、職場、組織としての課題もあります。なかなか議論できない、あるいは当時の北安曇地方事務所の職場自体が非常に多忙であった

ということもあり、なかなかそういうことがあったり、あるいは言い出せないことがあったのかと。その辺りが大変申し訳ありませんが、今の段階でこれだ、ということが申し上げられない状況です。

<貴舟委員>

大北森林組合に返還請求を行っているところですが、この返還が済んだ時に、大北森林組合の今の組織体制、組合長はじめ職員の皆さん、管理職の皆さん、今の現状のままで今後支援をしていく、補助事業も出していくのか、県として組織は一新するべきだというような、そういった点は県として指導できるのか、という点についてお伺いします。

<市村課長>

先ほどの説明の中で、必要措置命令を出す前段の弁明書の提出について通知をしています。その中で、今後どうあるべきか、組織をどう立て直すのかということも、必要措置命令の弁明書の中で回答があると思います。その回答を見ながら考えていくという立場だと思っています。

<貴舟委員>

組合の方の、考えを聞いてから県として意見を述べるという形になる訳ですか。

<市村課長>

表面的にはその形を取っていきたいと考えています。どのように経営を改善していくのか、今後どうするのかということについての意見を徴する形になろうかと思っています。

<久保田参事>

組合側の検討委員会が報告書をまとめている段階です。今月中と聞いております。多分その中で、どういう総括をされるのか、というのが一つのポイントかなと思いますし、まずは組合がどう考えるのか、それが大切かと思っています。

<桑井委員>

着手できなかった部分があるということを聞いていますが、そうした遅れを取り戻すことは、現実的に可能なのでしょうか。また、それがもしできないとすると、そういう不安定な状況が続く中で、森林組合に事業を上乗せする形をお願いした場合、県民の皆さんの期待に応えられるような事業ができるのかという点について、県のご意見をお聞かせください。

<久保田参事>

大変難しい問題であり、一つは時効という制度があり、既に時効で返還請求できない部分もありますが、返還請求をしていかないと時効で返還を求められなくなってしまうという私どもジレンマもあって、おっしゃられるとおり、これから将来的にやってくれるので

あればいいのでは、というお考えもあろうかと思いますが、ただそれが時効との関係や、それがどれだけ確約できるのか、いろいろな難しい問題があり、なかなか厳しいかなと思っています。

<松岡委員>

本当に残念なことだと思っています。9割以上の人は、熱い思いをもってこの森林税を活用して取り組んでおられたのに、ごく少数の方々のために、こういう結果になってしまったというのは本当に残念だけれども、ここからいろいろなことを学んでいくしかない、というのが今の気持ちです。

資料の4-5ですが、森林税活用事業の不正受給の主な原因として、一番最初に、予算消化を目的とした北安曇地方事務所林務課からの組合への不適正な申請の依頼、と書かれています。もしかしたら原因はもっと根本にあって、アクションプランや国の国産材自給率とか、必ずしもすべての現場の現状に合っていないような過度な目標設定があったのではないかと、いう気がしています。ここには主な原因として現地の林務課と書いてありますが、現実からかけ離れている目標達成を強いられた時、板挟みになる職員の苦悩は想像できます。もしかしたら今回の事態がまた繰り返される可能性はゼロとは言えないでしょう。決してこの林務課だけが悪かったわけではなくて、私たちがここで考えることのひとつに、全体の計画に過度な目標設定があったかどうか検証することも必要だと私は思っています。

それで、この対策案として、コンプライアンスの部門を作って、現場を管理していきまわすという方針になっていますが、一つお願いしたいのは、現場がかなり過度な目標達成のために頑張っている、その上でコンプライアンス、内部統制、いろいろな管理が始まると現場の職員が生き生きと働けない状態になると私は危惧しています。株式会社では四半期決算のために社員の管理体制が整いつつありますが、林務課で同じようなシステムを導入すると、数年は管理成果が出ると思いますが、5年、10年…と続けるとはたしてどうなるか、多分、林務課自体の仕事がおもしろくなくなり、県民への還元もできなくなるのではと私は予想してしまいます。

一つ提案は、コンプライアンスで現場を管理する、と同時に、逆に現場の方から「この目標は達成できない」とか「ちょっとこれは行き過ぎの目標なのは」「現場では無理なので現実に沿った目標設定にしてほしい」という意見をきちんと吸い上げる機能を設定して、管理職と現場がしっかりと意見交換をできる機能を、このコンプライアンス部署に設定してもらいたいというのが私の提案です。よろしくお願いします。

<久保田参事>

アクションプランについては、報告書の43ページに分析をしております。当時、発端となった19年度あたりのアクションプランは平成16年度に作成されたものですが、北安曇地方事務所の林務課にとっては、非常に重荷になっていたという分析をしています。

今お話のありましたアクションプランの見直しを、今年度行ってまいりたいと思いますが、現場の意見、現地の意見を十分反映できるような仕組みを考えていきたいと思っ

ています。

また、今回の事案は当たり前ことができているということだと思います。決して統制を強めたいということを考えている訳ではなくて、当たり前が当たり前でできるそういう職場づくりをしていきたいと思っています。

＜尾崎委員＞

高齢化になり、森林を保っていくという大変なことで、これに対して森林税という形で県民の皆さんにご協力いただくということで始まったと思います。先ほどから松岡委員もおっしゃっているように、予算先にありきというか、森林税を集めたことによってお金が少しできた中で、これを使うにあたって、そこに配置されている職員の人員に見合った仕事のあり方の確認が必要だったのではないのでしょうか。予算の執行についても、現地に行って本当に実施されたかどうか確認するということが、人員が少なかったとか忙しかったとかそうしたことがあったとしても、予算を執行するにあたっては、基本中の基本だと思います。済んだこととは言っても、これからそうしたことは是非行っていただきたいと思っています。

＜麻生委員＞

今回の件について、これからの対策、今後こうしていきたいという長野県の方針は拝見したのですが、この中で、これからだとは思いますが、森林所有者の方、今回大北地域が中心ですが、今回の事案の現場となった森林所有者の方、広く言えば森林税を徴収している県民の方に、どのようにこれを説明していくのか、それは、大北森林組合では総代会等で組合員に説明をしていると思いますが、県も一方の当事者であることから、広く県民から森林税をいただいている中で、こうした事態が起こったことについて、今後どのように県民の方に分かりやすく経過の説明とこうしていきたいと思うという点については、やはり広報が必要ではないかと思っています。それについては、テレビや新聞のプレス発表もありましたし、確かに県のホームページにはこれだけの厚い報告書が掲載されています。確かに公表しているという部分はありますが、大部分の市民の皆さんは、今回の事件の中で、国庫による補助事業と森林税による事業の区別がつかない、その違いもよく分からないという中で、森林税を払っているのにこんな事件が起こって、と思っている方々は非常に多いと思っています。それに対して分かりやすく、どういうツールを使って全ての皆さんにとりあえずご報告と、これからの姿勢と、こういうことを変えていきたいと思っています、という点を、やはり丁寧に説明をしていただくということを、今後、ぜひ考えていただきたいと思っています。

＜植木座長＞

尾崎委員、麻生委員のご意見、大変重要だと思っています。

県民あつてのこの事業ですし、そのあたり、広くきちんと説明する義務があるのだと思います。是非、その点は徹底して県民の皆さんに説明とご了解を得る、承知していただくということをやりたいと思っています。

場合によっては、森林税を私は払わないということにもなりかねないかもしれません。そうすると、この事業自体が道半ばで終わらざるを得ないということにもなりかねない訳です。今後の方向性も考えるのであれば、そうしたことをきちんと説明する、きちんとした体制をとって再出発するんだということを林務部でしっかりとやって欲しいと思います。

＜牛越委員＞

多くの委員の皆さんからご意見が出ていますので、重複する部分があるかもしれませんが、事案の起こった地元の地域としての立場からお話ししなければいけないと思います。

一つには、麻生委員さんからも出ましたが、大きく信頼を損なう事案でありますから、これからどうやって行政としての信頼を回復していくかということが一番大きなテーマですし、植木先生からもお話がありましたように、県民の皆さんの理解を得て森林づくり県民税を使って事業を進めていくという意味では、本当に信頼を回復していかなければ、きちんとした円滑な事業の執行ということにも大きな支障が生じる心配もあります。その意味ではきちんと丁寧な説明をし、そして理解をいただくということが何より大事ではないかと思っています。

最初に杉山委員さんからご質問のありました、組合がどのようになっているのかということで、今地域の雇用の面、あるいは森林整備を着実に進めていくという面で、地域としては非常に大きな心配を抱えていますし、大きな支障になっていることも事実です。市町村は組合に対して従来から出資をしています、残念ながら理事として市町村からは一人も入っておらず運営がされてきたということもあります。また、従来、間伐などの作業があまり入っていなかったという説明が先ほどもありましたが、実際問題として私たちの地域は、用材として使う針葉樹が少ない、広葉樹の天然林に近い状態の面積が非常に多く、そういう意味では、ほかの森林組合と比べて事業量が元々少なかったということでもあります。そうした中で、組合の体制をどのように立て直していくのかということが非常に重要なテーマになってくるかと思っています。

もう一つ、県と同じように、地域の森林整備を補助事業者として進めるという、市町村の行政としての立場があります。これは、間伐においては一定の要件を満たしているものについて、各市町村とも県の補助金として採択された箇所については、市町村の嵩上げ補助、5%等の平行補助を行っています。これについても、市町村行政としてどのように取り扱っていくかということは、県が既に返還命令を出した、また一方で森林組合も第三者委員会で検討し、最終報告を今月中に出すということ、報道を通じて承知しておりますが、その中でどのように折り合いをつけるのか、あるいは補助金適正化法に基づく返還命令についてどのように対応するつもりなのか、これらを見極めてしっかりと対応していきたい、ということがまずやらなければならないことだと思っています。

そうした中で、大きな背景として考えていることが、これは、先ほど尾崎委員さんからもご指摘がありました、大きな予算措置、あるいはアクションプランで目標値を定めたことが、現実問題として、地元、北安曇地方事務所の林務課にとっては大きなプレッシャーになっていたのではないか、ということは、報告書の中にも検証していただいています。

私も、まず一つには地元にある自治体として北安曇地方事務所の取組については、例え

ば、森林整備の合意形成をもとに進めるという意味で、地域で進める里山の集約化などについては、大北方式、協議会方式ということで、地域に地方事務所の職員が直接入って、合意形成に奔走していた、ということについては、私自身確認しています。また、過去の森林づくり県民会議でも、そうした北安曇地方事務所の取組については、私の方から発言してご紹介した経過もあります。また、県民会議の現地の視察の中でも、当時一番先進的に進めていた地区をご視察いただいた経過もあります。そうしたことから、忙しさというのはどの程度か分かりませんが、相当忙しい中で熱心に取り組んでいたのは事実です。しかし、それがこうした不適切な取扱を認めるような、あるいは組合側からは指導されたと言っていますが、そうした示唆を与えたということは決して許されることではありませんが、そうした背景があったということが一つです。

もう一つ、平成16年度にアクションプラン、あの時は確か25万ヘクタールという目標を定めて、緑の公共事業、通常のコンクリートの公共事業から脱皮して長野県らしさを生かしながら、緑の公共事業、森林整備をしていこうという目標を定めたのは平成16年度です。これに従って事業をしていこうとしました。これは森林税が導入される前からの取組ですが、当時、私は県の職員で財政課にいました時に、その年の平成17年の、アクションプランに基づく予算要求を見た時に、極めて過大なものであったわけです。元々、森林整備というものが計画通りに進むものではないので、例えば計画したけれど進まなかった、ということもあり、それ以前からも、間伐等の森林整備については予算が執行できずに残っていたという背景が確かあったと思います。それに加えて、高い目標設定をし、それに基づき高い予算要求をしたということもあって、各林務部の皆さんは相当熱心に取り組み、しかし、調整が円滑に進まなかった部分では、相当無理な手法を目指したのではないかと、背景にあるのではないかと思います。

それともう一つ、事業費が拡大していくに従って、本来であれば、職員体制を適切に執行できる体制に整えなければ、なかなか事業というものは進まない、あるいはそれをきちんと検査し、補助金であればその執行状況をきちんと検査し、そして確定するという行為がなかなか疎かになるという懸念がある訳です。この報告書の中にも明確にその点を分析し検証していただいています。平成16年から今日までの林務部全体の職員の配置は10%以上削減されていますし、また、現場の事業を担う地方事務所も、それ以上の職員の減がある訳で、それは確かに必要と思われたのですが、県の大きな組織体制の中で、なかなか環境がそれを許さなかったという面があると思います。これからはきちんとした事業にふさわしい体制、それは単に職員を増やす方向だけでなく、例えば、この報告にもありますように、柔軟な組織体制、弾力的な組織体制で解決できた部分もあったかもしれませんが、そうしたことに対しでも、今後の組織体制のなかで、きちんと検討されるべきではないかと思います。

もちろん、今回は、コンプライアンスの法令順守、倫理観を高めるということが、県側における大きなテーマであると思いますが、それによって、職員の皆さんの士気が下がることのないように、しっかりと取り組んでいただければと思います。と同時に、直接の原因者というのは、報告書にもありますとおり、これを長きにわたって、しかも構造的に続けてきたという組合の責任は免れないので、まず、責任を明らかにした上で、県の示唆、

指導に基づいてやったという主張であるのならば、それをどのように考えるのか、折り合いがつくよう早期の解決を望むところです。

地元として、今回の問題解決に今のところ調整の役割を果たしていないこともご報告申し上げますながら、私からの発言とさせていただきます。

<植木座長>

地元の組長さんとして、なかなか言いにくいところもあったかもしれませんが、ありがとうございました。

この問題、ある意味、集中的に北安曇地方事務所、大北森林組合というところで起きた事案だと思っています。ほかの全県にわたって、県林務部が調査した結果、確かにいくつかの問題点がありましたが、構造的に、これだけ大規模に、あるいは長期的に、かなりの金額が出たというのはここだけです。そういう意味では、特殊な事例だと見ているのが、検証委員会の見方です。従って森林税活用事業が、仕組みとして問題があったから起きたのではなくて、言うなれば、その地域で持っていた、県と大北森林組合との関係における、あるいは大北森林組合がそもそも持っていた性格、方針というものが災いしたと思っています。

従って、私としては、森林税の問題について、今回の件を受けていろいろとご批判があらうかと思えます。これに対しては、県としてはきちんと説明し、今後出された方針に基づいて真摯に取り組んでいってもらいたいということを、重ねてお願いしたいと思っています。

その上で、県内の森林、まだまだ整備が不十分な場所があります。里山の問題も、まだまだ整備していかなければならない部分もたくさんあります。従って、ここで歩みを止めるということではなくて、森林税を活用しながら何とか全県にわたって、県民の皆さんが森林の恩恵にあずかるようなものにしていただければ、ありがたいと思っています。ご批判もあらうかと思いますが、まだ平成29年度まである訳ですけれど、是非続けていくということの基本方針を進めていってもらえれば、と思っています。また、この件については次回の県民会議で議論したいと思っています。

<浜田委員>

終りの方になって、素朴な質問で申し訳ありませんが、2点教えて下さい。

一つは、大北森林組合から特定の事業体に事業が集中していたという点がありますが、その特定の事業体は組合の理事などの関係者の事業体なのかどうかということが1点です。

それから、先ほど牛越委員さんからもお話がありましたが、私たち先進事例として、集約化事業として断トツの数字が上がっていて、素晴らしいという話をしていたと思います。集約化したのであれば、翌年度までに事業を実施しなければならないという規定があった中で、事業を実施する実行部隊がどの程度いるのかということと、大きな関係があったと思います。作業できるのは大北地域では、森林組合以外には、大きく作業ができる場所があったのか、なかったのかという点を教えて下さい。

<市村課長>

報告書の中にもあります、特定の業者に集中して作業道等を発注していた、その特定の業者と森林組合の関係ですが、一般的には、理事等が建設業者等の社長であって、その会社との取引をする場合、手続きが必要になってきます。そうしたことは一部ありましたが、今回の特定の業者は該当しません。結論から言いますと、この特定の業者と森林組合は事業だけの関係と私たちは見ております。

もう一点、大北地域で事業を請け負える事業者があったかどうかについて、これは具体的に大北森林組合以外にも集約化を行ったところもありますので、数は多くはありませんが、実際森林経営計画を立て自ら森林造成事業を実施できる、そういった事業者は5、6社ありますし、それで動いているところもあります。

<浜田委員>

であれば、逆に大北森林組合がやらないということであれば、やらなくてもいい、ということが言えたということでしょうか。

それも私は新聞記事で見たのですが、県は実行部隊を持っていないわけですから、実行部隊である森林組合から、やらないよと言われるような弱い立場だから、組合の言いなりになってしまった、というような表現がありました。そうしたことはなかったのでしょうか。

<市村課長>

一つだけ整理させてください。みんなで支える里山集約化事業で集約化したという事実、これと浜田委員さんがおっしゃられるような、19年、20年当時に必死で林務課の職員が森林所有者の同意を取って集約化して、森林組合やほかの事業者にお問い合わせしながらやったという、これは少し違うところがあります。

<浜田委員>

実際の作業をしなければならない、その作業をするのは大北森林組合以外にもお願いのできるものであるならば、大北森林組合の言いなりになる状況ではなかったのではないかと、ということですが。

<前島課長>

当時の職員に聴き取りを行ったり状況を把握する中では、18年～20年を中心に地方事務所の職員が地域に入って、土日返上、夜もかかって1軒1軒回って集約化をして団地化したということです。それを各事業者に割り振るといような形ですので、恐らく、この県民会議で現地を視察いただいたとすれば、集約化そのものは地方事務所で行ったところかと思えます。担い手として、組合以外はどうだったかということですが、県が集約化した、それを受けて仕事をしたところは相当な数があります。特に、平成22年度以前は細かな場所でも採択になりましたので、60件くらいあります。今現在は、森林経営計画を立てて、その計画を立てた方でない、基本的には補助の主体になれません。そういう意味

では非常に限られてきます。やはり担い手としては、組合がメインでした。当時の方に聴き取りをしても、やはりメインの担い手である組合にそっぽを向かれたら、大勢として仕事が回っていかないという危機感があったと、いうことはヒアリングで聞かれました。

＜牛越委員＞

私もこの件を伺って、おかしいなと思ったのですが、一生懸命集約化の協議が進められたのに、間伐が進まなかったのはなぜだろうか、ということは、大掴みに言えば、熱心に協議会で地域の同意を取ろうと努力して集約化が進み、それから作業が行われるということになりますが、一部は集約化に至らずに、契約の締結に至らなかったと、そういったものもあると思います。そこに、実際に間伐に進まなかった、実際に間伐が行われなかったというところがあると思います。

そこで、平成 22 年度までの国の要綱では、集約化の補助金を受けて必ず計画をつくり、そして間伐に進まなければいけませんという厳しい条件は付いていなかった。そういったことも背景にあるのではと思います。平成 23 年度以降はそれをきちんと履行しなければならないということが、徐々に徹底されたと理解しています。

それから、事業体として、それまでの実績、態勢としても大北森林組合が一番メジャーで、ガリバーの事業体でした。組合のほかにも、この 10 年程の間に設立された事業体があり、この県民会議の委員の皆さんにもご視察いただいた常盤地区の清水というところで施業していた事業者は、今でも健全に事業を行っており、高性能林業機械などを導入しまして、急速に力をつけてきていますが、まだまだ大北森林組合がやっていたほどの事業を引き受ける態勢には、まだまだなっていないというのが実情ではないかと認識しています。

＜植木座長＞

まだまだ、あろうかと思えます。議論は尽きませんが、次回の第 2 回の県民会議でご意見をお願いできればと思います。

議事進行がまずく、終了時間を過ぎてしまったことをお詫び申し上げます。

事務局から、その他として何かありますか。

(5) その他

＜河合 全国植樹祭推進室長＞

全国植樹祭からお知らせさせていただきます。

基本計画の冊子をお配りしておりますので、これは後ほどご覧いただければと思います。先日、開催日が決まりまして、平成 28 年 6 月 5 日に決まりました。準備も加速させながら進めております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

＜森林政策課 栩秋課長補佐＞

先ほどから、座長の方からお話が出ております次回の県民会議については、今時点では 11 月頃をめどに開催したいと考えておりまして、現地を含めて考えております。改めて委

員の皆様にはご都合をお聞きしますのでご承知おきください。

<植木座長>

それでは予定した議事は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

4 閉会

<宮崎企画幹>

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。最後に委員の皆様には塩原部長からお礼のご挨拶を申し上げます。

<塩原部長>

植木座長さんはじめ、委員の皆様、本日は大変お忙しいところ、本年度第1回のみんなで支える森林づくり県民会議にご出席をいただき、貴重なご意見、ご提言いただき、本当にありがとうございました。

まずは、現在進めています森林税活用事業について、県民の皆様がご納得いただけるように、事業内容を丁寧に説明させていただきながら、昨年度の実績を評価いただく中で、本年度の事業を誠実に、適正に進めてまいりたいと考えています。つきましては、先ほどお話がありましたような、いろいろな事業の応募につきましても、丁寧に、広くPRすることによって、県民の皆様の大勢が活用事業に参加していただけるよう取り組んでまいりたいと思っています。

もう一度、森林づくり県民税を県民の皆様にお願ひした原点に立って林務行政を進めてまいりたいと考えていますし、この度の、大北森林組合補助金不適正受給に絡みました、この取扱につきましては、皆様方からご意見をいただきました。しっかりと林務行政としても深く受け止めまして、そして、長野県の森林・林業・木材産業が更に発展するように、停滞することなく、意を新たにして、再生していくつもりで取り組んでまいりたいと考えていますので、今後ともこの対応につきましては、説明をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご助言いただきますようよろしくお願いしたいと思っています。

本日はありがとうございました。

<宮崎企画幹>

本日ご議論いただきました内容については、後日皆様にご送付させていただきます。内容等ご確認いただきますようお願いいたします。その内容について、長野県公式ホームページに掲載させていただきたいと考えています。よろしくようお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思っております。

本日はありがとうございました。